

## 商品概要説明書

ほのぼの定期貯金（スーパー定期貯金＜単利型＞）

（平成 30 年 4 月 2 日現在）

商品名	<ul style="list-style-type: none"> <li>スーパー定期貯金＜単利型＞（自動継続式）</li> <li>愛称：ほのぼの定期貯金</li> </ul>
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人および法人（団体を含む。）</li> </ul>
期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>定型方式</li> <li>1年</li> </ul>
預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>一括預入</li> <li>5万円以上</li> <li>1円単位</li> </ul>
払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>満期日（継続後はその満期日）までに継続を停止する旨の申し出があったときは、満期日以後に一括して払い戻します。</li> </ul>
利息 （1）適用金利 （2）利払頻度 （3）計算方法 （4）税金  （5）金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。</li> <li>利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、元金に組入れて継続します。</li> <li>付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。</li> <li>個人のお客さまは20%（国税15%、地方税5%）※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。</li> <li>※復興特別所得税の適用により、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、20.315%（国税15.315%、地方税5%）となります。</li> <li>金利は店頭のコピーボード、または窓口にお問い合わせください。</li> </ul>
手数料	—
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人のお客さまはマル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。</li> </ul>
中途解約時の取扱い  貯金保険制度 （公的制度）	<ul style="list-style-type: none"> <li>満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。</li> <li>（1）約定した預入期間が1か月以上3年未満の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 6か月未満 解約日における普通貯金利率</li> <li>② 6か月以上1年未満 約定利率×50%</li> </ul> </li> <li>・保護対象</li> <li>当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</li> </ul>
情処理措置および 紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、お取引の支店または本店金融部信用課（電話：042-850-9211）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、東京都農業協同組合中央会が設置・運営する東京都JAバンク相談所（電話：042-528-1358）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。</p>

名 称	電話番号	受付日	受付時間
東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、年 末年始を除く）	9:30～15:00
第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、年 末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00
第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、年 末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

- ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。
- ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。

なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記東京都JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。

その他参考となる 事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</li> <li>・ほのぼの定期貯金の平均残高（計算期間：4月1日から3月31日の1年間）の0.15%相当額をJA町田市が町田市社会福祉協議会に寄付いたします。 <b>※ご注意</b>： 経済状況の変化などにより、寄付金の率を変更する場合があります。</li> <li>・取扱期間 平成31年3月29日まで <b>※ご注意</b>： 当組合が本商品の取扱期間を延長した場合は、継続後の定期貯金も引き続き「ほのぼの定期貯金」として取り扱います。 <b>※ご注意</b>： 経済状況の変化などにより、取扱期間内であっても本商品の取り扱いを中止する場合があります。</li> <li>・ほのぼの定期貯金は、利用分量配当の対象外といたします。</li> </ul>
----------------	--

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA町田市